

# 平成27年度北海道水資源保全審議会

## 議 事 録

日 時：平成27年10月14日（水）14時55分～16時05分  
場 所：第二水産ビル 3階 3G会議室

## 【次 第】

### 1 開会

### 2 議事

(1) 平成27年度水資源保全地域に係る指定の区域について

(2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

(3) その他

○水循環基本法と水循環基本計画について

○国土利用計画(全国計画)の変更について

### 3 閉会

## 【出席者】

### (委員)

柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)

海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認名誉教授)

松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会理事)

山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)

丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所  
研究主幹)

伊藤 一三委員 (公益社団法人北海道宅地建物取引業協会専務理事)

荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)

片山 健也委員 (ニセコ町長)

### (道側)

佐々木誠也 (総合政策部政策局計画推進担当局長)

佃 昇 (総合政策部政策局土地水対策課長)

齊藤 智実 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

### (オブザーバー)

中島 知子 (環境生活部環境局環境推進課主査)

濱田 革 (水産林務部林務局森林計画課長)

## 1 開会

(佃課長)

定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたので、ただ今から平成27年度北海道水資源保全審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、佐々木計画推進担当局長からご挨拶申し上げます。

(佐々木局長)

ただ今紹介のありました総合政策部政策推進担当局長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。審議会を始めるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、また急に寒くなりまして足下も悪い中、ご出席いただき誠にありがとうございます。柿澤会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、日頃より水資源の保全に関する施策はもとより道行政の推進に格段なるご支援、ご協力をいただいておりますことを改めて御礼申し上げます。

本日の審議会におきましては、今年度の水資源保全地域の指定につきましてご審議を賜りたいと考えております。

おかげさまをもちまして水資源保全地域につきましては、平成24年4月以降これまで、合計で58市町村、168地域の指定を行ってきたところでございます。今回は、指定区域の変更を含め、厚岸町と黒松内町の2町からご提案がございましたので、区域の設定の考え方などにつきましてご説明申し上げたいと思っております。

また、あわせまして、関係市町村の提案に基づき、道が作成しました地域別指針の案の内容につきましてご説明申し上げまして、ご審議を賜りたいと思っております。

さて、最近の水資源を取り巻く情勢について若干お話しさせていただきますと、水循環に関しましては、平成26年4月に水循環基本法が公布されまして、本年7月にその基本計画が閣議決定されたところでございます。先日、札幌市で内閣官房の水循環政策本部事務局主催の説明会がありまして、この基本計画は、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたもので、健全な水循環の維持又は回復を図るため、各般にわたる具体的施策を推進していくものであると、そういうご説明があったところでございます。後ほど、事務局の方からこの計画につきましてご説明させていただきますので、ご理解のほどをお願いしたいと思っております。

本日の審議会におきましては、忌憚りの無いご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

(佃課長)

次に、会議の成立についてでございますが、本日は9名の委員のうち8名にご出席をいただいておりますので「北海道水資源の保全に関する条例」第31条第2項の規定に基づきまして、本会議は成立していることをご報告いたします。

なお、大変恐縮でございますが、佐々木局長につきましては、用務の都合によりここで退席させていただきますのでご了承願います。

それでは、これからの議事進行につきましては、柿澤会長にお願いいたします。

## 2 議事

### (1) 平成27年度水資源保全地域に係る指定の区域について

(柿澤会長)

それでは、議事に入らせていただきます。最初に、議事(1)平成27年度水資源保全地域に係る指定の区域について、事務局から説明をお願いします。

(齊藤主幹)

事務局の土地水対策課の齊藤です。本日はよろしく申し上げます。

それでは、平成27年度の水資源保全地域の提案地域につきまして、まず、お手元の資料1に基づき、今回の水資源保全地域の提案状況をご説明させていただきます。提案のあった地域の概要につきましては、後ほどプロジェクターを使用してご説明させていただきます。

なお、委員の皆様にあらかじめ資料をご覧いただき、質問事項等を事務局にお寄せいただいたものにつきましては、関係市町村と調整いたしまして、それらを踏まえた内容となっております。

また、内容等につきましては、プロジェクターを使用した説明の際に具体的にご説明いたします。

それでは、資料1の平成27年度水資源保全地域の提案区域一覧をご覧ください。

今回、新たな提案区域として、提案市町村は釧路総合振興局管内の厚岸町で1地域となっております。提案と所在の市町村は共に厚岸町で、水資源保全地域名は厚岸町糸魚沢地区となっております。取水形態は地下水です。

次に、今回は指定の区域の変更がありまして、平成24年度第2回で指定しております後志総合振興局管内の黒松内町赤井川地区の1地域から提案されております。

この指定区域の変更ですが、これまでの地表水の取水口を地下水の取水施設に移設したことにより、集水区域が変更となり、指定区域の地番の追加及び削除が生じるため、指定の区域の変更が必要となるものです。

この結果、指定区域の地番の追加、削除による指定の区域及び地域別指針の告示が必要となることから本日の審議会にご提案することとなったものです。

今回の提案地域が指定されますと、これらを含めた指定数は累計で58市町村、169地域となる予定です。

それでは、プロジェクターを使用して提案地域を説明いたします。

まず、概要図の凡例ですが、赤い丸が取水地点、青い線が地下水の取水地点から半径1kmの円、赤い線が地番単位で設定したもので、緑色は国有地等の除外地域です。

それでは、厚岸町糸魚沢地区ですが、取水地点から半径1kmを基本として地番単位で区域設定し、国有地を除外しております。主な地目は、原野、畑・牧場などとなっております。原野や畑・牧場は民有地です。事前に委員から、国道44号線の上の2カ所の除外地域は何かというご質問があり、厚岸町に確認したところ、ここは国有地で道路として使用されている旨の回答がありました。

続きまして、区域の変更の黒松内町赤井川地区です。

これは変更する区域の概要図ですが、ここが噴火湾、道央自動車道、国道5号線、黒松内新道です。この点が取水口で、青い線が半径1kmの区域、赤い線は地番単位で整理した区域で、以前の取水口はこの辺りになります。ここは地表水でした。そして地下水の取水口がここです。

この地域には隣の角十地区水資源保全地域の一部と重なる区域がありますが、取水地点の流域が異なり、間に丘陵があることから、今回の区域変更は、角十地区の取水に影響は無いものと考えております。

この変更により、29カ所の地番の削除と448カ所の地番の追加を行うかたちになります。

説明は、以上です。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。ただ今事務局から説明がありました提案区域については、委員の皆様から事前にご意見をいただいて、それを踏まえて市町村と調整したものとなっているということですが、この点を含めまして、何か質問・ご意見等はございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、これについては特に皆様方からの修正のご意見が無いということで、市町村からの提案どおり指定区域として妥当と判断いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

それでは、これを平成27年度水資源保全地域の提案に係る区域の審議結果とさせていただきます。

## (2) 水資源保全地域に係る地域別指針(案)について

(柿澤会長)

それでは続きまして、議事(2)の水資源保全地域に係る地域別指針(案)について、審議に入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

(齊藤主幹)

それでは、資料2の水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針(案)に基づきまして、ご説明させていただきます。

資料2には、先程ご説明いたしました新規指定の厚岸町の1地域と区域の変更を行う黒松内町の1地域に関する地域別指針(案)をまとめております。

地域別指針につきましては、北海道水資源の保全に関する条例第17条第5項で、指定の区域に関する基本的事項、指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項について定めることとしており、作成の根拠となっているものです。

それでは、新たな提案区域の厚岸町糸魚沢地区についてご説明いたします。

まず、1では「指定の区域」を地番で示すとともに、本日は配付しておりませんが、区域図でも示すこととしております。

なお、本日の資料では、地番の記載は省略しておりますが、告示の段階では明記することとしております。

次に、2の「地域別指針」についてですが、(1)「指定の区域に関する基本的事項」として「対象区域」については、「当該区域は、河川水の水源である湧水を原水として取り入れていることから、別寒辺牛川系別寒辺牛川支流大岩の沢川の湧水を取り入れる厚岸町糸魚沢地区簡易水道施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。」としております。さらに、面積を記載しておりまして、「区域設定の考え方」といたしましては「当該区域の取水地点から半径1kmの範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除いた区域を水資源保全区域とした。」という形にしております。「対象区域の状況」としては、国土利用計画法や森林法における対象区域の位置づけ、給水人口、給水量などが記載されております。

(2)「指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項」におきましては、水資源保全地域の名称以外は、条例第16条第1項の規定に基づく北海道水資源保全地域に関する基本指針を踏まえた各地域共通の記載内容となっております。

また、別表には、基本指針の別表の内容を基本として、関係市町村と相談し、区域内に関係する法令を始め、土地利用に関する法令に基づき、必要な手続き等を行うよう配慮願いたい事項を、「土地取引行為を行う場合」から「ゴルフ場の開発を行う場合」まで、「要件」、「必要な手続等」、「根拠法令等」に区分して記載しております。

これらの内容等につきましては、所管する道庁内の関係各課において、直近の段階で時点修正などの確認を行っております。

次に、今回、水資源保全地域の指定区域の変更の提案があった黒松内町赤井川地区における変更となる部分について、ご説明いたします。

1の「指定の区域」は、告示の段階で地番を示すこととしており、通常ですと記載を省略しているところですが、今回は便宜上、「現在の指定の区域から、29の地番を削除し、新たな指定区域に448の地番を追加」と記載しております。

次に、2「地域別指針」についてですが、(1)「指定の区域に関する基本的事項」では、対象区域については、取水施設の維持管理の向上などを図るため、現行の地表水から地下水による取水に移行することから「当該区域は、地下水から原水を取り入れていることから、地下水を取り入れる赤井川地区営農用水の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。」としております。面積は、地表水の場合、集水区域の全てを範囲としていますが、地下水の場合は取水地点から半径1kmの範囲を基本としますので、今回、対象区域の範囲が変更となることに伴い、縮小となります。

また、隣接する角十地区水資源保全地域と重なる面積を括弧書きで記載しております。

次に「区域設定の考え方」ですが、取水形態が地表水から地下水に変更となり、取水施設が移設されたことから、現行の地表水による取水区域の全部の範囲から、「当該区域の取水地点から半径1kmの範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除いた区域を水資源保全地域とした。」に変更となります。

なお、これらの変更内容以外は、現行の地域別指針と変更はありません。

また、これらの内容等につきましても、道庁内の関係各課において時点修正などの確認を行っております。

なお、この赤井川地区を、新規の区域の指定ではなく現行の指定区域の変更とした取扱いにつきましては、取水地点の移設後も給水対象者の47人に変更がないこと、現行の指定区域を廃止して新たに区域を指定した場合、双方に重なる区域については、廃止の通知と指定の通知の両方が届き、土地所有者等の混乱を招く可能性があること、また、黒松内町役場が現行の赤井川地区の名称を引き続き使用したい意向が強いということがございまして、これらの状況を勘案するとともに、委員からのご意見を踏まえまして、現行の指定区域の変更としての提案とさせていただきます。

本日、地域別指針の案につきまして、審議会の委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

資料2の説明は、以上です。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明につきまして、何か皆様の方からご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

特にございませんか。よろしいでしょうか。それでは委員の皆様から特にご意見はないということですので、各地域の地域別指針(案)につきましては、審議会としては意見なしということよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(柿澤会長)

それでは、これを本審議会の審議結果といたします。

### 3 その他

(柿澤会長)

これで、水資源保全地域の指定と地域別指針(案)に関する議事は終了いたしました。続いて、その他について事務局の方から説明をお願いします。

#### ○ 水循環基本法と水循環基本計画について

(齊藤主幹)

それでは、事務局から情報提供ということで2点ほどご説明申し上げます。

まず、一つ目は水循環基本計画に関する情報提供です。

本日お配りしております資料3は、9月30日に内閣官房の水循環政策本部事務局が開催した説明会の資料となっております。

水循環基本法と水循環基本計画については、これまで本審議会で概要を示しておりますので、本日は、この資料に基づいて説明させていただきます。

まず、水循環基本法についてですが、資料の2ページ目をご覧ください。この水循環

基本法は議員立法として、平成26年4月2日に公布されまして7月1日に施行されております。一番上の「水循環基本法のポイント」と右斜め下の「水循環政策本部一内閣に設置一」と書かれた辺りをご覧ください。水循環基本法第1条の目的の点についてですがポイントの1番目、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、平成26年7月1日に水循環政策本部が内閣官房に設置されました。続いてその右下ですが、組織としては、本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官と水循環政策担当大臣、これは国土交通大臣です。本部員は、全ての国务大臣が構成員となっておりまして、事務局は内閣官房の水循環政策本部事務局です。ポイントの2番目、「水循環施策の実施にあたり、基本法の5つの基本理念を明確化」、3番目は、「国・地方公共団体・事業者・国民等の水循環関係者の責務を明確化」、4番目は「水循環基本計画の策定」、5番目は「水循環施策の推進のための基本的施策を明確化」、これらが、「水循環基本法のポイント」となって、ここに示されております。

次に3ページ目をご覧ください。「水循環・健全な水循環とは」です。これは、水循環基本法第2条の「定義」についての説明で、水循環とはどういうことかという流れになりまして、この図では、蒸発から始まりまして、最後は河川から海に流れるという状況ですけれども、これらの言葉の説明と図になっております。

次に4ページ目をご覧ください。「水循環基本法（5つの基本理念）」です。これは、基本法第3条の「基本理念」について示されております。1番目は水循環の重要性、これは、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと。2番目は水の公共性です。水の適正な利用及び水の恵沢の享受が確保されなければならないこと。3番目は健全な水循環への配慮です。健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこと。4番目は流域の総合的管理で、流域における水循環は、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと。5番目は水循環に関する国際協調です。水循環に関する取組の推進は国際協調の下に行われなければならないこと。これらが「5つの基本理念」となっております。

続きまして5ページ目をご覧ください。「水循環基本法（責務の明確化と水の日）」です。これは水循環基本法第4条から第10条についてです。1番目は国の責務で、水循環に関する施策を総合的に策定し、実施責任を有すること。2番目は地方公共団体の責務で、国や他の地方公共団体との連携を図り、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有すること。3番目は事業者の責務、4番目は国民の責務で、国や地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有すること、5番目は水の日（8月1日）となっております。

続きまして6ページ目、水循環基本計画の枠組みです。水循環基本法第13条に基づき、基本計画の策定です。この基本計画は、平成27年7月10日に閣議決定されまして、計画の対象期間は平成27年度から5年となっております。5つの基本理念のもと9つの分野の具体的な施策を推進することとしております。

この中の第1部は水循環に関する施策についての基本的な方針です。今後実施すべき施策の基本的な方針について、1から5の「5つの基本理念」として示されております。第2部は水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策です。これは、基本法第14条から第21条についてです。政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、ここに示されている9つの分野の具体的な施策を推進することとしております。第3部は、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が示されてお

ます。

次に7ページ目をご覧ください。こちらは、水循環基本計画のポイントです。1番目は基本法第16条に関して、流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定について示されております。流域水循環計画で示される基本的な方針の下、森林、河川、農地、環境等の水循環に関する施策について、関係者は相互に協力し、施策を実施することとしております。これを「流域マネジメント」という言葉で表しています。2番目は「地下水マネジメント」についてです。

続きまして8ページ目です。水循環基本計画策定に向けたこれまでの流れということで、平成26年7月1日の「水循環政策本部」設置から、27年7月10日の「水循環基本計画」の閣議決定までの流れが示されております。

最後に、9ページ、10ページをご覧ください。こちらには国が水循環基本計画の主な施策例を示しておりますので、参考として後ほどご覧ください。

説明は、以上です。

(柿澤会長)

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からの報告につきまして、何か皆さんの方からご質問等はございますでしょうか。

(片山委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、国の説明会の中で、私権としての水利権と、この水循環基本法との関連について、何か説明はあったのでしょうか。

(齊藤主幹)

水利権との関連については、説明はございませんでしたが、「地下水マネジメント」に係る質疑の中で、「水利権に関する制度や法などを想定してはいない。」というようなお話がありました。

(片山委員)

ありがとうございました。

(柿澤会長)

どうぞ。

(海老名委員)

この中に「国際協調」ということが書かれております。基本理念なんかはそれで良いのかなと思います。基本計画第2部の8番に「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」とあるのは具体的にどういうことなのかなと。私はどちらかと言うと「国際」の方面からこの審議会に参加をしているのですけれども、特に、「(3)水ビジネスの海外展開」、日本の水を海外にビジネスとして、というような方向感で書いているようにも見えます。けれども、この審議会というのがそもそも4、5年前に出来た経緯・問題提起というのは、逆に、海外から、北海道はもとより日本の良質な水をビジネスとして利用することについて、条例とかそういうものがきちんと整えられていることが大切なん

だという意識があったのではないかと思うのですが、今日、これを拝見しますと、逆に日本の水を使って海外にビジネスを展開しようというようなことが書いてある。この、国際的な連携の確保とか国際協力の推進というのは、具体的にどんなことなんだろうというのが、もし、どこかのホームページを参照すればもう少し具体的に詳細が載っているというようなことがありましたら、後ほど教えていただければありがたいと思います。

(佃課長)

今、お手元にお配りしている「水循環基本計画」の49ページを開いていただきたいのですが、どうも、日本の優れた水技術であるとか、水を浄化するような技術を積極的に伝えていくというような書き込みが多いような気がいたします。

51ページの方には水ビジネスの海外展開というものにも触れているのですが、これも日本の水をミネラルウォーターとして売り出すというよりは、水処理技術・漏水対策技術などの分野の記載となっていますので、どちらかというところ、日本の技術を売り出していこうというような感がありまして、私どもの持っている水資源の保全という部分と矛盾はしていないのかなとは思っております。いずれにしても、この数ページの記載しかございませんので、詳しくはわからないところです。

(齊藤主幹)

説明会では、この部分についての説明はありませんでした。

(海老名委員)

ありがとうございました。

(柿澤会長)

そのほか、いかがでございましょうか。

そうすると、当面、あまり具体的に国としてはそんなに動きが無いというか、すぐに展開していくというような動きは無いということでしょうか。

(齊藤主幹)

はい。会長のおっしゃるとおりで、モデル地域も国はこれから選定するというのでしたので、まだ具体的なものはどうかと。もう一つ、ここで、協議会や計画の全国展開ということを国は言っているのですが、予算を国は用意しておりませんので、各地域で対応ということになりますので、進めていくのは難しいのかなというところです。

以上です。

(柿澤会長)

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、続けて事務局からお願いします。

## ○ 国土利用計画（全国計画）の変更について

(平賀主幹)

土地水対策課の平賀でございます。土地利用を担当しております。それでは、「国土利用計画（全国計画）の変更」につきまして、ご説明させていただきます。恐縮でございますが、座って説明させていただきます。

それでは資料4になりますけれども、順次ご説明申し上げます。

国土利用計画といいますのは、水の循環を含めまして国土の利用に関する基本的な計画でございますので、この場をお借りしまして国の計画についてご説明させていただきたいと思っております。

今申しましたとおり、国土利用計画というものは国土利用計画法に基づいて策定されるもので、国土の利用に関する最も基本となる計画で、総合的かつ長期的な国土利用に関する行政上の指針となるものでございます。

国土利用計画は、全国の区域について国が策定する全国計画、都道府県の区域について都道府県が策定する都道府県計画、市町村の区域について市町村が策定する市町村計画の三層構造となっているところでございまして、都道府県計画は全国計画を基本に、市町村計画は都道府県計画を基本にすることとなっております。また、国が策定する各種の計画は、国土の利用に関する部分につきましては、全国計画を基本にすることとされております。その全国計画が8月に閣議決定を経て変更されましたので、その概要についてご説明いたします。なお、この度変更された全国計画は、国におきましては第5次の計画となるものでございます。

お手元に、資料4として、計画本体とその概要をお配りしております。まず、計画本体の方をご覧ください。その2枚目に「はじめに」というところがございます。ここで国土利用計画の位置づけと考え方が示されております。

最初の段落では、国土利用計画の役割が大きく変わってきていることが示されております。国土利用計画の根拠法であります国土利用計画法は、高度経済成長に伴う無秩序な開発や地価高騰などの課題を受けまして、昭和49年に成立したものでございますが、このような背景から国土利用計画は、これまで、無秩序な開発に歯止めをかけるなど、土地需要を量的に調整する役割を期待されてきましたが、現在の人口減少下におきまして、土地需要が減少するという時代におきましては、国土を適切に管理して荒廃を防ぐというような国土利用の質的向上を図る側面がより重要になってきており、国土利用計画の役割は、大きな転換点を迎えているという認識が示されております。

今後は、人口減少下における国土の利用・管理のあり方を見いだしていくとともに、開発圧力が低減する機会をとらえまして、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな国土を実現していくことが、国土利用計画の大きな役割であるとしています。

さらに、3つめの段落の中程で、長期的な観点から豊かさを維持する経済社会の持続可能性にも重点を置き、自然環境と共生しつつ国土資源を持続的に利活用していくことは、持続可能な経済社会の構築に不可欠であり、また、国土の安全性を高め、自然災害による被害を軽減することは持続可能な経済社会の基本であるという認識が示されております。そして、この段落の最後で、国土管理、環境共生、そして防災・減災の3つを重視し、持続可能な国土を形成することが国土利用の重要な役割の一つであるという認識が示されております。

次に、前のページをご覧ください。ここに目次がございまして、これは、この計画の体系でもあります。国土利用計画法施行令で、国土利用計画には「1. 国土の利用に関

する基本構想」、「2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」について定めることとされており、「1」では国土利用の基本方針や国土利用の基本方向が記述されておりまして、「2」では、農地や森林、宅地などの地目ごとに、目標年次である平成37年の面積目標が示され、「3」では、「2」の目標を達成するための措置の概要が記述されているところでございます。

それでは、計画本体の1ページ以降につきまして、概要でご説明させていただきます。

まず「1」で「国土利用をめぐる基本的条件の変化」を踏まえまして、本計画が取り組むべき課題が示されております。

一つ目は、先程申し上げましたが「本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築」していく必要があるということでございます。人口減少下におきましては、土地需要が減少し、国土の利用と管理が縮小する恐れがあるということでございます。

二つ目は、「持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用」していくということでございます。開発の時代には、その開発によって自然環境が破壊されてきたわけですが、むしろ今、開発需要が減少している時代には、里山のように人の手が入ることによって豊かな自然が保たれた地域が、逆に悪化をしていくという問題点が指摘されているということでもあります。

三つ目は、「巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換」ということでございます。防災・減災対策の強化はもとより、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限でありますとか、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する国土利用への転換が急務となっているということでございます。

こうした課題に取り組むため、「2」で3つの「国土利用の基本方針」が示されております。

まず、一つ目、左側ですが、「適切な国土管理を実現する国土利用」でございます。都市のコンパクト化や農業の担い手への農地の集積・集約、国土保全等に重要な役割を果たす森林の整備・保全、さらには、先ほどの水循環基本法及び水循環基本計画の説明の中でもありましたが、流域の総合的かつ一体的な管理等による健全な水循環の維持又は回復などが示されております。

次に、二つ目、真ん中ですが、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」でございます。森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成やグリーンインフラの取組の推進等が示されております。

そして、三つ目、右側でございますが、「安全・安心を実現する国土利用」です。ここでは、災害リスクの高い地域の土地利用の制限や公共施設等の災害リスクの低い地域への立地誘導等が示されております。

こうした取組を進める上で考慮すべき事項といたしまして、矢印の下側でございますが、まず、「複合的な施策の推進」ということであります。先ほどの国土管理や環境、防災というのをばらばらに捉えるのではなく、これらの2つないしは3つを一緒に捉えまして、その複合的な効果をもたらす施策を推進することで、土地の利用価値を高め、人口減少下でも適切な管理を行っていくということでございます。右側の写真は、渡良瀬遊水地でございますが、遊水地として防災機能を有しながら、一方では、湿地の再生

等で生態系も保全されているという複合的な役割を担った例でございます。

二つ目は「国土の選択的な利用」ということで、中山間地域の荒廃農地のように、管理を続けることが難しい土地につきましては、森林等新たな生産の場としての活用や過去に損なわれた自然環境を再生するなど新たな用途を見いだすことで、国民にとってプラスに働くような、最適な国土利用を選択していこうということでございます。

次に、右側の「3」ですが、「国土の利用区分ごとの規模の目標」が示されております。これは、農地、森林、あるいは宅地などの利用区分ごとに、平成37年、今から10年後の面積目標を示しているものでございます。農地では、平成24年に455万haであったものが、平成37年には440万haとなっておりますが、これは、すう勢ではさらに下回る状況であるものを、荒廃農地の発生抑制、あるいは、再生等を通じてここまでとどめておこうという目標ということでございます。

森林については、今後も国土の保全や水源の涵養に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進めていく必要があることから、2,506万haから2,510万haとしているところであります。

また、下の方に住宅地がありますが、こちらは116万haで横ばいとなっております。今はまだ世帯数は伸びておりまして、住宅地面積というのは、いまだに増加しているところですが、一方で空き家問題などもありまして、住宅地をこれ以上低密度化させない、そのためのコンパクト化を進めていくということを反映して、横ばいという数字になっております。

最後に「4」ですが、このような施策を実現するために「必要な措置の概要」でございます。3つ目の「○」は、都市の低・未利用地や空き家等の有効活用を通じて、農林業的土地利用や自然的土地利用からの転換を抑制していくということでございます。その下の「○」は、災害リスクの高い地域の把握・公表や法に基づいた規制区域の指定を促進するというところでございます。また、概要には記述されておきませんが、健全な水循環の維持及び回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理でありますとか、貯留・涵養機能の維持・向上、持続的な地下水の保全と利用の促進などを進めることとしております。

このほか、計画本体には、都市や農山漁村など地域類型別の国土利用の基本方向や、農地や森林など利用区分別の国土利用の基本方向が示されておりますが、これらにつきましては、恐縮ですが、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上が、国土利用計画（全国計画）変更の概要でございます。

最後に、冒頭でもお話ししましたが、国土利用計画の都道府県計画は全国計画を基本に策定するとされていることから、道ではこれまで全国計画の策定・変更に合わせて、その都度、北海道計画を策定・変更し、現在、第4次の計画を進めているところであります。

今般、このように全国計画が変更されましたので、北海道計画につきましても変更することとしております。変更の時期は平成28年度中と考えておりまして、変更後の北海道計画につきましては改めて本審議会でご説明させていただきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

（柿澤会長）

どうもありがとうございました。

ただ今のご説明に関しまして、皆様の方から、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで、本日の議事は、すべて終了となりますが、皆様の方から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局においては、審議会の意見を踏まえて、水資源保全地域の指定に向けて、作業を進めていただきたいと思います。

では、事務局にお返しいたします。

#### 4 閉会

(佃課長)

柿澤会長はじめ、委員の皆様、誠にありがとうございました。

今回ご審議いただいた地域の指定のスケジュールですが、この後、ご提案いただいた市町村との協議を経まして、11月上旬に地域指定の予定告示を行い、2週間の縦覧と意見書提出の期間を設けた後、11月下旬を目途に地域指定の告示を行って、12月中旬の施行を目指して参りたいと考えております。

それから、今日は、この場をお借りして皆様のお耳に入れて、今後のご協力をお願いしたいと考えていることが3点ほどございます。

まず、1点目ですが、私どもが所管しております「北海道水資源の保全に関する条例」の附則に「5年を経過するごとに、条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる」といった記述がございます。つきましては、この条例を点検する作業を来年から始めますが、それをどういうふうに進めるか、あるいはその検討作業や結果について、皆様のご意見を伺いながら進めさせていただきたいと思っております。

2点目は、先ほど平賀の方から国土利用計画のご説明をさせていただきましたが、来年、私どもの方では北海道計画を作ります。その中で、「水資源の保全」というかたちで項目を置きたいと思っております。私どもは「北海道水資源の保全に関する条例」を持っていますので、国土利用計画（北海道計画）の中で、この条例の位置づけや今後の進め方を含めてどの程度書き込めるかは別として、どういうふうに書き込むかということについては、会長を始め皆様のご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。

そして3点目ですが、今後も水資源保全地域の新たな地域指定を進めていきたいと考えておりますが、既に指定している58市町村の168地域の集積、この拠点をもう少し積極的に活用できないか、検討しております。私どもとしては、58市町村のネットワーク化を図って、例えば、情報の共有や発信などを、市町村の方に事務的な負担を掛けない程度のいろいろな仕組みを考えて、来年から実行していきたいと考えておりますので、これにつきましても、また、皆様のご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

勝手なお願いもございますが、皆様のお時間を頂戴し、ご意見をいただきながら進めて参りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、北海道水資源保全審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

(了)